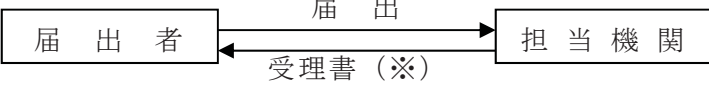


## 15 大気汚染防止法

〔ばい煙、粉じん発生施設等の届出〕

(第6条、第17条の5、第18条、第18条の6、第18条15)

法の趣旨	工場及び事業場の事業活動に伴って発生するばい煙等の排出を規制することによって、大気の汚染に関し、国民の健康の保護及び生活環境を保全し、並びに人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任を定めることにより、被害者の保護を図る。
届出の必要な行為	<p>ばい煙発生施設等を設置しようとする場合、特定粉じん排出等作業を実施しようとする場合</p> <p>ばい煙発生施設を設置しようとする者は、設置工事着手60日前(第6条)、揮発性有機化合物排出施設を設置しようとする者は、設置工事着手60日前(第17条の5)、一般粉じん発生施設を設置しようとする者は、あらかじめ(第18条)、特定粉じん発生施設を設置しようとする者は、設置工事着手60日前(第18条の6)、水銀排出施設を設置しようとする者は、設置工事着手60日前(第18条の23)に届出をしなければならない。</p> <p>また、特定粉じん排出等作業を実施しようとする者は、作業開始の14日前(第18条の15)に届出をしなければならない。</p> <p>※ 届出が必要な施設及び作業とは？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ばい煙発生施設 ボイラー等32施設(施行令第2条別表第一)</li> <li>(2) 揮発性有機化合物排出施設 乾燥施設等9施設(施行令第2条の3別表第一の二)</li> <li>(3) 一般粉じん発生施設 コークス炉等5施設(施行令第3条別表第二)</li> <li>(4) 特定粉じん発生施設 解綿用機械等9施設(施行令第3条の2別表第二の二)</li> <li>(5) 特定粉じん排出等作業(施行令第3条の4)</li> <li>(6) 水銀排出施設(施行令第3条の5)9施設</li> </ul>
届出の必要な区域	県内全域
受理権者	知事 中核市長
基準等	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ばい煙発生施設に係る排出基準(法第3条、規則第3条～第5条)</li> <li>(2) 揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準(法第17条の4、規則第15条の2別表第五の二)</li> <li>(3) 一般粉じん発生施設の構造等に関する基準(法第18条の3、規則第16条別表第六)</li> <li>(4) 特定粉じんの規制基準(法第18条の5、規則第16条の2)</li> <li>(5) 特定粉じん排出等作業の作業基準(法第18条の14、規則第16条の4)</li> <li>(6) 水銀排出施設に係る排出基準(法第18条の22、規則第16条の11)</li> </ul>
担当機関	<p>県 … 各地方振興局 県民環境部 環境課 (いわきを除く。南会津地方振興局は県民環境部県民環境課)</p> <p>中核市 … 福島市環境部環境課、郡山市環境保全センター、いわき市環境監視センター</p>
手続フローチャート	 <p>(※) 一般粉じん発生施設及び特定粉じん排出等作業に係る届出を除く。</p>
備考	